

賃貸借契約書 (長期継続契約)

1 賃貸借件名	令和8年度 標準化システム用ミドルウェア等の賃貸借（長期継続契約）		
2 納入場所	佐伯市長が指定する場所		
3 賃貸借物件	別紙「賃貸借物件明細書」のとおり		
4 物件設置(保管)場所	別紙「賃貸借物件明細書」のとおり		
5 契約期間	契約締結日	から	令和13年9月30日 まで
6 賃貸借期間	令和8年10月1日	から	令和13年9月30日 まで（60か月）
7 契約金額	賃借料総額	¥	—
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ —）		
	賃借料月額	¥	—
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ —）		
	賃借料総額の内訳		
	令和8年度	¥	—
	令和9年度	¥	—
	令和10年度	¥	—
	令和11年度	¥	—
	令和12年度	¥	—
	令和13年度	¥	—
8 契約保証金	免除		

上記の賃貸借について、賃借人 佐伯市長 富高 国子 と賃貸人 とは、各々対等な立場における合意に基づいて、佐伯市契約規則（平成17年佐伯市規則第66号。以下「規則」という。）及び次の条項の規定によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総 則）

第1条 賃貸人は、契約書に定めるもののほか、別紙仕様書に基づき物件を納入し、当該物件を賃借人に賃貸し、賃借人は、これを賃借するものとする。

（物件の引き渡し）

第2条 賃貸人から賃借人への物件の引渡しは、売主が物件を賃借人が指定する期日までに賃借人の指定する場所に納品し、必要となる作業を終えた上で賃借人の検査を受け、当該検査に合格したときをもって完了したものとする。

2 前項の場合において、賃貸人の申し出又は賃借人がその必要がないと認めるときは、賃貸人の立会いを求めないで当該検査を行うことができる。

3 賃貸人は、前項の検査に立ち会わなかったときは、当該検査の結果について異議を申し出ることができない。

（引渡し前における物件の使用）

第3条 賃借人は、引渡し前においても物件の全部又は一部を賃貸人の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、賃借人は、物件を善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

3 賃借人は、第1項の規定により物件の全部または一部を使用したことによって賃貸人に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第4条 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ賃借人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持等)

第5条 賃貸人は、この賃貸借契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(賃借料の支払)

第6条 賃貸人は、物件を賃借人が使用した月（以下「使用月」という。）の翌月以後15日までに、使用月の月額賃借料の支払いを賃借人に請求するものとする。

2 賃借人への請求は、別記1「月額リース料の請求金額按分表」に規定する金額により請求書を3通作成し、対応する各課にそれぞれ送付するものとする。

3 前項の賃借料の月額計算は、月の初日から末日までを1月分の月額として計算するものとする。この場合において、使用月の使用が1月に満たないとき又は賃貸人の責に帰する事由により月の使用が1月に満たなくなったときは、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。

4 賃借人は、第1項の規定により適法な請求書を受領した日から30日以内に第1項に定める賃借料を支払わなければならない。

5 賃借人の責に帰する事由により、前項に基づく賃借料の支払いが遅れた場合には、賃貸人は、遅延した日数に応じて、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定に基づき定められた率を乗じて計算した額の支払いを賃借人に対して請求することができる。

(損害保険)

第7条 賃貸人は、賃貸借期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を、賃貸人の負担により、賃貸人の選定する損害保険会社と締結し、この契約の存続期間中これを更新しなければならない。ただし、ソフトウェアについてはこの限りではない。

2 賃借人の責めに帰すべき事由により物件が損害を受けた場合、賃借人は、前項に規定する保険により補てんされた部分の範囲で損害賠償を免れるものとする。

(物件の維持管理等)

第8条 賃借人は、物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 賃借人は、物件を通常の用法に従って使用し、かつ、賃借人の通常の業務の範囲内で使用しなければならない。

3 物件に故障が生じたときは、賃借人は、直ちに、その旨を賃貸人に通報しなければならない。

4 賃貸人は、この契約に物件の保守をすべき旨が定められている場合においては、常に物件の機能を十分に発揮させることができるようにするため、仕様書等に定めるところにより、必要な保守を行わなければならない。

5 保守、点検及び修理等の実施並びに適切な操作方法等の指導の実施については、賃貸人は、

売主に委託して行う。ただし、売主は、賃貸人から受託した作業の全部又は一部を第三者に委託するときは、あらかじめ、賃借人及び賃貸人の承諾を得なければならない。

6 賃貸人は、物件に、所有権の表示をするものとする。

(物件の原状変更)

第9条 賃借人は、物件に装置、部品、付属品等を付着し、又は物件からそれらを取り外すときは、事前に賃貸人の承諾を受けなければならない。

(物件の滅失又はき損)

第10条 賃借人の責による物件の滅失又はき損については、賃借人と賃貸人とが協議の上、その費用（第7条の規定により付された保険により補てんされた部分を除く。）は、賃借人が負担するものとする。ただし、通常の損耗及び消耗によるとき、又は賃貸人が原状に回復しないことについて承認したときは、この限りでない。

2 物件の一部又は全部が滅失し、当該賃貸借契約の履行が不可能となった場合は、前項による損害金の支払完了と同時にこの契約は終了する。ただし、物件が複数ある場合において、その一部が滅失した場合は、当該滅失した物件に対応する部分の契約のみ終了する。

(損害の負担)

第11条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、賃貸人がその費用を負担するものとする。ただし、賃借人の責に帰すべき事由により生じた損害についてはこの限りでない。

(契約不適合責任)

第12条 賃借人は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、賃貸人に対し、物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、賃貸人は、賃借人に不相当な負担を課するものではないときは、賃借人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の不適合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人は、同項の規定による履行の追完を請求することができない。

3 第1項の場合において、賃借人が、その不適合を知った時から1年以内にその旨を賃貸人に通知しないときは、賃借人は、同項の請求をすることができない。ただし、賃貸人が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

4 第1項の場合において、賃借人が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、賃借人は、その不適合の程度に応じて賃借料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 賃貸人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、賃貸人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、賃借人がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことがあきらかであるとき。

(物件の返還等)

第13条 賃貸人は、賃貸借期間の満了又は契約の解除のとき、賃借人の指示に従い、仕様書に記載の方法により、賃借人が、データ消去（ただし、データ消去が不可能な場合は物理的破壊）を実施した機器等を速やかに撤去するものとする。なお、データ消去費用については、賃借人

が負担し、撤去費用については、賃貸人が負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、賃借人と賃貸人とが協議の上、データ消去及び撤去について別に定めることができる。

(賃貸借期間終了後の賃貸又は売渡し)

第14条 賃借人は、契約書記載の賃貸借期間終了時に、賃貸人の物件の賃貸の継続又は売渡しを請求することができる。

(契約内容の変更等)

第15条 賃借人は、必要があると認めるときは、あらかじめ賃貸人と協議をした上で、この契約の内容を変更し、又は物件の納入を一時的に中止させることができる。

- 2 前項の規定による措置により賃借料の額を変更する必要があるときは、賃借人及び賃貸人が協議してその額を定める。

(賃借人の催告による解除権)

第16条 賃借人は、賃貸人が、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由がないのに、賃貸人が賃借人の指示に従わないとき。
- (2) 賃貸借開始日までにこの物件の納入を完了しないこと、又は完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第12条の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(賃借人の催告によらない解除権)

第17条 賃借人は、賃貸人が次のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の債務を履行することができないことが明らかであるとき。
- (2) 賃貸人がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 賃貸人の債務の一部の履行が不能である場合又は賃貸人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、賃貸人が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人が前条の規定による催告をしても契約をした目的を達成するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第19条又は第20条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (8) 独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (9) 代表者、役員又は使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条の罪により刑に処せられたとき。
- (10) 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者を、賃貸人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の実施に係る契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号

において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(11) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(12) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(14) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(15) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が第9号から前号までのいずれかに該当することを知らながら、当該者との契約を締結したと認められるとき。

(16) この契約に関し、再委託契約その他の契約に当たり、第9号から第13号までのいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

(賃借人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条又は前条各号に定める場合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第19条 第16条又は第17条により契約が解除された場合においては、賃貸人は、賃借料の総額(契約の一部の履行があった場合にあっては、賃借料の総額から当該履行があった部分に相当する賃借料の額を控除して得た額)の10分の1に相当する額を違約金として、賃借人が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この規定は適用しない。

2 前項の違約金は、損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 賃貸人は、第1項の規定により賃借人が契約を解除したことに起因して損害を受けることがあっても、その損害の賠償を賃借人に請求することができない。

(賃貸人の催告による解除権)

第20条 賃貸人は、賃借人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(賃貸人の催告によらない解除権)

第21条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第15条第1項の規定により、賃借人が物件の納入を一時的に中止させ、又は一時的に中止させようとする場合において、その中止期間が相当の期間にわたるとき。

(2) 第15条第1項の規定により賃借人が契約の内容を変更する場合において、賃借料の総額が、当初の賃借料の総額の3分の2以上減少したとき。

(3) 賃借人の責に帰すべき事由により物件が滅失し、又はき損し、使用不可能になったとき。

(賃貸人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条又は前条各号に定める場合が賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃貸人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第23条 賃借人は、この契約が履行の完了前に解除された場合において、既に履行された部分があるときは、当該履行部分に相応する契約代金を支払うものとする。

2 前項による場合の物件の返還については、第13条の規定を準用する。

(プログラムの使用権等)

第24条 プログラムには、プログラム・プロダクトを一体化したもの及びその使用方法を解説した書類を含むものとする。

2 プログラムの使用権設定者は売主とし、賃貸人はプログラムの非独占的使用権を取得し、賃借人に賃貸する。

3 賃借人は、プログラムの全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくはその再使用権を設定し、又は複製し、その他第三者に使用させてはならないものとする。

4 賃借人は、プログラムの全部又は一部を改変、又はリバースエンジニアリング、逆アセンブル若しくは逆コンパイルをすることはできないものとする。本契約のほか賃借人が売主との間でプログラムの使用に関する契約を締結した場合、この内容を遵守するものとする。

(特約事項)

第25条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る賃借人の歳出予算において減額又は削減があった場合、賃貸人は、この契約を変更又は解除することができる。

(管轄裁判所)

第26条 この契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、賃借人の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第27条 この契約に定めのない事項、又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

賃借人 大分県佐伯市中村南町1番1号
佐伯市
佐伯市長 富高 国子 印

賃貸人 住 所
商号又は名称
代表者氏名

別紙 賃貸借物件明細書

【情報推進課分】

番号	品名	型番	数量
1	IC21共通基盤 EUC基盤 V3.1 For AC メディアパック	A514CRFE	1
2	SVF for Ac	Acrocity-80000	1
3	InterBase 2020 Server Edition	IBMX20ELEWM19	1
4	Win Remote Desktop Services CAL User CAL L&SA	6VC-00999	50
5	InterBase 2020 追加50クライアント接続ライセンス ESD	IBMX20ELEWML9	1
6	スキャナー制御システム 一時導入費 CANON・PFU共通	-	1
7	【SiCSP】Access LTSC 2024	DG7GMGF0PN5J0001	1
8	VB-Report 10.0 for .NETサーバライセンス	-	1
9	SPREAD for ASP.NET 10.0Jコアサーバライセンス 2コア	-	1
10	MICJET番号連携サーバV3 標準仕様対応 STD	A287C51U	1
11	MICJET番号連携サーバV3 申請管理システム標準仕様対応STD	A287C523	1
12	次期版住基GWサーバ V10.1	A28793BU	1
13	MICJET住基GWサーバV10.1住記標準仕様対応製品	A287C3BS	1
14	住基GWサーバV10 メディアパック	A287C3BR	1

【保険年金課分】

番号	品名	型番	数量
1	SVF市町村事務処理標準システム 10万人未満パック_本番環境	SVF-CTVW19K100000	1
2	SVF市町村事務処理標準システム 10万人未満パック_待機環境	SVF-CTVW19K100000	1
3	Systemwalker Operation Manager Standard Edition V16 メディア	B5141JVMC	1

【高齢者福祉課分】

番号	品名	型番	数量
1	MCWEL介護保険 V10.1 統合版 メディアパック	A287C4V7	1
2	MCWEL介護保険 V10.1 統合版 基本 (人口5万人以上～10万人未満)	SV1A875F05	1
3	MCWEL介護保険V2 電子審査会NEXT スタンドアロン メディアパック	A514C66T	1
4	MCWEL介護保険V2 電子審査会NEXT スタンドアロン 標準化対応製品	SV1A358D01	1
5	IC21基盤 共通制御 日本語強化クライアント (1ライセンス付)	A287C2XJ	1
6	IC21基盤 共通制御 日本語強化クライアント 5CL	A28792XL	1
7	IC21基盤 共通制御 日本語強化クライアント 20CL	A28792XN	2
8	DynaEye10 帳票OCR ランタイム メディアパック	GMW823	1
9	DynaEye10 帳票OCR ランタイムライセンス	GMW819	1
10	DunaEye10 帳票OCR ランタイムライセンス サポートパッケージ	GMW820	5
11	MICJETセキュリティログWATCER V5 for MCWEL メディアパック	A287C0KP	1
12	RelationStage DBplayerWEB-J V16 メディアパック	A514CRFE	1
13	MCWEL介護保険 V10.1 当用明朝フォント対応 メディアパック	-	1
14	MCWEL介護保険 V10.1 当用明朝フォント対応 (人口5万人以上～10万人未満)	-	1
15	MCWEL介護保険 V10.1 大量帳票対応オプション メディアパック	A287C5SN	1
16	MCWEL介護保険 V10.1 大量帳票対応オプション (人口5万人以上～10万人未満)	A28795ST	1
17	MCWEL介護保険 V10.1 会計対応オプション メディアパック	A287C5T4	1
18	MCWEL介護保険 V10.1 会計対応オプション (人口5万人以上～10万人未満)	A28795T9	1

物件設置（保管）場所

佐伯市長が指定する場所（※詳細場所は落札者のみ通知する。）

別記 1

月額リース料の請求金額按分票

情報推進課分

	金額(税抜き)	消費税及び 地方消費税の額	合計	備考
4 月	¥	¥	¥	
5 月	¥	¥	¥	
6 月	¥	¥	¥	
7 月	¥	¥	¥	
8 月	¥	¥	¥	
9 月	¥	¥	¥	
10 月	¥	¥	¥	
11 月	¥	¥	¥	
12 月	¥	¥	¥	
1 月	¥	¥	¥	
2 月	¥	¥	¥	
3 月	¥	¥	¥	

保険年金課分

	金額(税抜き)	消費税及び 地方消費税の額	合計	備考
4 月	¥	¥	¥	
5 月	¥	¥	¥	
6 月	¥	¥	¥	
7 月	¥	¥	¥	
8 月	¥	¥	¥	
9 月	¥	¥	¥	
10 月	¥	¥	¥	
11 月	¥	¥	¥	
12 月	¥	¥	¥	
1 月	¥	¥	¥	
2 月	¥	¥	¥	
3 月	¥	¥	¥	

高齢者福祉課分

	金額(税抜き)	消費税及び 地方消費税の額	合計	備考
4 月	¥	¥	¥	
5 月	¥	¥	¥	
6 月	¥	¥	¥	
7 月	¥	¥	¥	
8 月	¥	¥	¥	
9 月	¥	¥	¥	
10 月	¥	¥	¥	
11 月	¥	¥	¥	
12 月	¥	¥	¥	
1 月	¥	¥	¥	
2 月	¥	¥	¥	
3 月	¥	¥	¥	